① 経 営

相談

(2)

資

金

繰り

(3)

給

付

金

(4)

設

備

投

資

眅

路

開

拓

小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 %以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 %以上減少している小規模企業共済の契約者の方

- ①掛金の納付期限の延長
- 掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付(掛金請求)を停止します。
- ②掛金月額の減額
- 掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内(500円単位)で自由に 選択できます。

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171